

重度の障がいがある方への 医療費助成制度

福祉の向上を目的として、病院等で診療を受けた場合の各種医療保険制度による医療費の自己負担分を助成します。助成を受けるにはあらかじめ受給資格の登録申請を行い、受給者証の交付を受ける必要があります。

対象 (所得制限あり)

- 身体障害者手帳1～3級
- 療育手帳 A・A・B
- 精神障害者保健福祉手帳1級
- 後期高齢者医療制度の障がい認定を受けている方

※65歳以上で新たに手帳を取得した方は、制度の対象外
医療費の助成方法

①県内の医療機関の場合

医療機関窓口で、保険証と重度心身障害者医療費受給者証を提示することで、医療費 (一部負担金) の支払いが不要となります。

①以外の医療機関の場合

受診した医療機関窓口で医療費を支払い、重度心身障害者医療費請求書に医療機関発行の領収書を添付し、福祉課へ提出してください。後日、指定された金融機関に振込みます。

☎ 福祉課 障がい福祉担当 内線267

すぎぴよんカフェ (認知症カフェ)

認知症の方やその家族等、リラックスした空間で集まり交流しませんか。

日時 8月18日(金) ①10時～10時50分
②11時～11時50分

場所 ウエルシア杉戸倉松店 ウエルカフェ

参加費 無料

内容 参加者同士の交流、もの忘れや認知症・健康・介護に関する個別相談。認知症疾患医療センター (久喜すずのき病院) 相談員による相談。

定員 ①②とも各6名程度 (申込不要ですが、個別相談をご希望の方は事前にご連絡ください。)

☎ 高齢介護課 地域包括支援センター担当 内線302

東公民館 利用を一部制限します

エアコンの改修工事に伴い、東公民館の利用を一部制限させていただきます。ご不便をおかけしますが、ご理解・ご協力のほど、よろしくお願いします。

なお、窓口での対応および図書受取・返却は従来通り可能です。

期間 8月8日(火)～10月31日(火)

利用制限中の利用範囲

| | | |
|----------|---|--|
| 窓口対応 | ○ | 受付時間は9時～17時15分です。また、休館日は従来通り月曜・祝日(月曜が祝日の場合は翌日も休館)です。 |
| 諸室の貸出 | × | |
| 図書室の利用 | × | |
| 図書の受取・返却 | ○ | |

※工事の進捗状況により、期間が前後することがあります。

☎ 東公民館 ☎ (38) 2533

障害児福祉手当・特別障害者手当

日常生活において特別な費用負担を必要とする在宅の重度の障がいがある方に対し、その特別な負担の軽減を図るための手当制度があります。

障害児福祉手当 (所得制限あり)

対象 20歳未満で、重度の障がいにより、日常生活において常時介護を必要とする状態の方

※障がいを支給事由とする年金を受給している方、施設に入所している方を除く

特別障害者手当 (所得制限あり)

対象 20歳以上で、著しい重度の障がいにより、日常生活において常時特別な介護を必要とする状態にある方

※施設に入所している方、病院等に3か月以上入院している方を除く

☎ 福祉課 障がい福祉担当 内線264

若いからまだ大丈夫!? 国保健診で年に一度の健康チェックを!

町では、国民健康保険に加入している20歳から39歳までの方を対象に健康診査を行います。

対象 昭和59年4月1日～平成16年3月31日生まれの方 (対象者には8月下旬に受診券を送付)

予約申込期間 9月1日(金)～15日(金) (休診日を除く)

※指定医療機関 (受診券参照) に直接予約後、受診健診実施期間 10月1日(日)～11月30日(木) (休診日を除く)

費用 1,000円 (医療機関へ支払い)

健診内容 問診・診察、身体測定、血圧測定、血液検査、尿検査

持ち物 保険証、令和5年度杉戸町国保健診受診券

健診結果は、受診者本人に通知するとともに、杉戸町国民健康保険において保存し、必要に応じて保健指導等に活用します。ご了承のうえ、受診をお願いします。

☎ 町民課 国民健康保険担当 内線252・454

～住民票等の不正請求を防ぐために～ 本人通知制度をご利用ください

町では、代理人や第三者の請求により住民票の写し等 (本籍記載のもの) を交付した場合、その交付した事実を登録者本人に通知する「本人通知制度」を実施しています。

これは個人の権利侵害を防止するとともに不正請求・不正取得を防止するための制度です。制度利用には、事前の登録が必要です。

対象 杉戸町に住居登録または本籍がある方

手続 本人確認書類 (マイナンバーカード、運転免許証、写真付き住民基本台帳カード、旅券等) をお持ちのうえ、町民課窓口で所定の申込書で申請

期間 無期限 (ただし、住所・氏名・本籍等の登録事項に変更があったときは、変更の届出が必要になります。変更の届出がない場合、登録が廃止となる場合があります。)

☎・☎ 町民課 住民・戸籍担当 内線254・256

令和5・6年度 物品等入札参加資格 審査申請追加受付

対象 令和5・6年度物品等入札参加資格審査申請の追加受付を希望する事業者

申請受付期間 8月1日(火)～18日(金)

受付方法 ①町ホームページから「受付シート」をダウンロードし、入力後、電子メールに添付し、下記アドレス宛に送信

②電子メールを送信後、申請書類を郵送

申請書類等 町ホームページ「入札・契約情報」の「物品等入札参加資格登録」からダウンロード

参加資格の有効期間 9月1日～令和7年3月31日

☎ 管財契約課 契約審査担当 内線273

✉meibo114642@town.sugito.lg.jp

なかよし広場

対象 町内在住の幼稚園就園前のお子さんと保護者

内容 運動会ごっこ、お祭りごっこなど

日時・場所

| 日程 | 時間 | 場所 |
|----------|---------|--------|
| 9月5日(火) | 10時～11時 | すぎと幼稚園 |
| 9月7日(木) | | 西幼稚園 |
| 9月11日(月) | | 中央幼稚園 |

※開始時間15分前から受付します。時間内であれば、途中参加も可能です。

※実施内容は、園によって異なります。詳細は、各園にお問合せください。

☎ 中央幼稚園 ☎ (34) 2961

☎ 西幼稚園 ☎ (33) 3223

☎ すぎと幼稚園 ☎ (53) 8266

水道メーターの取替について

皆さんのご家庭等に設置している水道メーターは、水量の正確性を確保するため、計量法施行令に基づき定期的に交換することになっています。

今年度対象となるご家庭・事業所には、事前に杉戸管工事業協同組合・杉戸町水道指定給水装置工事事業者 (身分証明書携行) が確認に伺い、「水道メーター取替作業のお知らせ」をご案内します。

取替期間 (日・祝日を除く)

8月検針分 (偶数月検針) : 8月中旬～9月中旬

9月検針分 (奇数月検針) : 9月下旬～10月下旬

簡易的な作業ですので、お客様の立ち会いは不要です。留守の場合には敷地内に入り取替作業を行うこととなりますので、ご了承ください。また、取替作業の際に支障にならないよう水道メーターや止水栓付近に犬等をつないだり、物を置いたりしないようご協力をお願いします。

☎ 上下水道課 水道担当 ☎ (37) 1232

町からの情報はコチラ すぎとひろば

杉戸町役場 ☎ 0480 (33) 1111
町ホームページ <http://www.town.sugito.lg.jp/> ▲

すぎと移動スーパーを開始しました

7月7日(金)に株式会社カスミと締結した包括連携協定に基づき、7月24日(月)から移動スーパーを実施しています。生鮮食品などの食料品・日用品約650品目を車両に積み込み、地域から要望があった販売場所を定期的に巡回します。

食材を見て、選んで、買うことができるほか、地域の人が決まった時間に集まることは、コミュニティづくりにとって重要です。ぜひ移動スーパーでの買い物を楽しんでみてください。

※1か所あたりの停車時間は約15分です。※詳細は町ホームページ (右QRコード) をご確認ください。

※定期的に販売場所の調整を行います。販売場所は、町、カスミ、各行政区で相談し、決定します。

☎ 住民協働課 住民協働・コミセン担当 内線283

「声の広報すぎと」CD無償貸出中!

